

## 第二百八十話 レンドリース法と非交戦国の参戦

2022/2/24 露がウクライナに侵攻し、既に 100 日を超えた (2022/6/10 現在) が、未だに出口が見えない。アメリカがレンドリース法を復活させ、ウクライナ支援を本格化させている。大東亜戦争にも関連する面あり、掲題のテーマについて愚論を述べたい。



### 1 75 年ぶり復活したレンドリース法

報道によれば、『ジョー・バイデン米大統領は、6月9日ウクライナに対する「武器貸与法」に署名し、米議会は5月10日総額400億ドル以上のウクライナに対する追加支援を承認した。』これによって、ウクライナの防衛力が強化 (と露の弱体化) され、彼等はこれらを駆使して、露軍に痛撃を与えている。が、押し返すには余りにも非力である。

### 2 WWIIにおける米国のレンドリース法の概要

1939/9のWWII勃発から18ヶ月経過した1941/3、フランクリン・D・ルーズベルト(FDR)の提案によって、米議会は、英国など枢軸国と戦う国に対して、武器・軍需物資を貸与することを定めた武器貸与法を承認した。米国の正式な参戦は、12月8日(日本時間)であり、これ以降は欧州戦線及び太平洋戦線に大規模な兵力を投入した。

支援総額は、500億ドルにのぼり、その内訳は、英：314、ソ：113、仏：32、中国：16億ドルである。ソ連については、「敵の敵は味方の論理」で反対を抑え込んだ。《対ソ支援は、果たして是であったのか?》本法による支援は、借款ではなく、貸与(lend)、賃貸(lease)であり、使用後に返済するか、賃貸料を支払えばよい。とは云え、英国の債務額は膨大であり、逆レンドリースを行って負担を軽減したことがある。

### 3 レンドリース法の評価等

#### (1) 効果

連合国側の戦争遂行に多大な貢献をした。チャーチルは、WWIIの第3の頂点とまで呼んで高く評価したと云われる。

#### (2) 非交戦国米国にとっての意義・評価等

- 軍事特需 ○自らの手を汚さずに、国際的地位の向上や名誉の確保が可能
- 被支援国に対する甚大な影響力確保・維持が可能
- 敵国の弱体化(追い詰め過ぎずが肝要)、戦争のコントロール(ハンドリング)可能
- 敵国からの非難 ○被攻撃リスク(戦争拡大リスク)

### 4 非交戦国による軍事物資等の支援は参戦と同義か否か

伝統的国际法における中立義務には、黙認義務、避止義務及び防止義務があるとされる。かかる観点からは、米国の日米開戦以前における対中軍事支援は、中立義務違反であるが、日本は中国と戦争しているのではないという立場(支那事変と称した)でもあり、米国の対中軍事支援を中立義務違反と責めることはできない。尚、中国も対日宣戦しないことによるメリット(外国からの支援受け可能)があった。

### 5 国連憲章下におけるレンドリース法

露のウクライナ侵攻は、国際法上違法な攻撃であり、武力攻撃は許されるべきではないのは当然だ。交戦状態にあっても、違法な武力侵攻と合法的な防衛作戦を同列に扱うべきではないと考えられている。そこで、伝統的中立法から逸脱して、交戦国の一方(合法的な戦いを行う側)に軍事支援を行いつつも、直接戦闘に参加する訳ではない非交戦国(non-belligerent)という立場もあるとされ、紛争当事国と非交戦国との関係を「非交戦状態」(non-belligerency)という。今回の欧米の立場は正にこれであり、日本も同様であろう。ただ、日本は国内法の縛りがあり、出来ることは自ずと限られているが・・・何れにしろ、安保理が機能しない現状は、改善されねばならない。

(了)